新規申請者用（本登録）

令和５・６年度
郡山市小規模修繕契約希望者登録申請の手引き

Ⅰ　登録申請概要

１　制度の概要

本市が発注する施設修繕契約のうち、内容が軽易で履行の確保が容易である設計金額50万円以下の案件（小規模修繕）において、建設工事の入札参加資格審査申請が困難な郡山市内に住所又は主たる事業所（本店）を有する方で、当該契約を希望する方を「小規模修繕契約希望者」として登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内経済の活性化を図るものです。

※　受注者として選定されることを確約するものではありません。

【登録できる方】

郡山市内に住所又は主たる事業所（本店）を有し、現に自らの業として業務を行っている（会社従業員等になっていない）方で、以下のいずれにも該当しない方

(1)　「建設工事」区分における有資格業者名簿に登録されている方

(2)　希望する業種の小規模修繕を履行するために必要な資格、許可等を有しない方

(3)　市税を滞納している方

※　申請受付後、契約検査課から税務担当課へ、市税（市民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、事業所税、入湯税、国民健康保険税）の納付状況（滞納状況、申告の有無等）について確認します。

(4)　代表者及び役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者であると認められる方

(5)　希望する業種に係る受注実績がない方

(6)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行った後に再生計画認可の決定を受けている方、及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てを行った後に更生計画認可の決定を受けている方

(7)　上記に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当と認められる方

２　小規模修繕契約希望者としての登録

申請書類を提出していただき、市が確認を行った後、「郡山市小規模修繕契約希望者登録名簿」に登載され、市が小規模修繕を発注する際の選定対象となることができます。

ただし、必ずしも受注者に選定されるものとは限りませんので御承知ください。

申請結果は、令和５年３月末日までに通知する予定です。

３　申請の受付期間等

(1)　受付期間　　令和５年２月１日（水）から令和５年２月22日（水）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(2)　受付時間　　午前８時30分から午後５時15分まで

(3)　受付方法

ア　持参　以下の窓口へお持ちください。

契約検査課（郡山市役所本庁舎２階）又は各行政センター

イ　郵送　以下の宛先へ送付してください。

〒963-8601（住所不要）　郡山市財務部契約検査課

※　受付期間最終日当日消印有効

※　郵便事故につきましては、本市では責任を負いかねます。

※　封筒に「小規模修繕登録申請書　在中」と赤書きで明記してください。

4　提出書類

(1)　郡山市小規模修繕契約希望者登録申請書（第１号様式）
(2)　許可証等の写し（許可・免許等が必要な業種を申請する場合）
(3)　令和４年４月１日以降に発行された履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）
(4)　小規模修繕契約希望者登録申請にかかる申告調書

5　登録の有効期間

令和５年４月１日から令和７年３月31日まで（２年間）

6　登録業種数

最大５業種までです。

登録業種一覧については、「郡山市小規模修繕契約希望者登録申請書（第１号様式）」の裏面を御確認ください。

7　市税納付状況確認の基準日

令和５年２月28日（火）　※ 納期が到来している市税は速やかに納付をお願いします。

8　登録名簿の公表

契約検査課、市政情報センター及び各行政センターにて公表されます。

9　登録事項に変更が生じたとき

名簿登載後、登録事項に変更があったときは、速やかに「郡山市小規模修繕契約希望者登録変更等届（第３号様式）」を提出してください。

・会社名や屋号、代表者が変わったとき
・住所や連絡先（電話、ＦＡＸ）が変わったとき
・廃業したとき（個人事業主の代表者の変更を含む）
・使用する印鑑を変更したとき
・その他登録上重要な変更があったとき

Ⅱ　申請書記入方法

1　住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。個人事業主で事業所と自宅の所在地が異なる場合は、事業所の所在地を記入し、「住民登録住所（個人）」欄に自宅の住所を記入してください。

2　氏名又は商号（名称）

法　　人：履歴事項全部証明書の「商号」を記入してください。
個人事業主：通常使用している屋号等がある場合は記入してください。
※　ふりがなを必ず記入してください。

3　代表者職氏名

法　　人：見積書や請求書などで通常使用している代表者の職氏名を記入してください。
個人事業主：屋号等がある場合は通常使用している代表者の職氏名を、無い場合は代表者の個人名を記入してください。
※　ふりがなを必ず記入してください。

4　電話、ＦＡＸ、携帯電話

電話及びＦＡＸは、市から見積依頼等の連絡の際に使用するため、必ず記入してください。

5　申請・使用印

実印でなくても構いませんが、ゴム印等の変形しやすいものは認められません。
なお、申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書、請書、請求書等に使用することになりますので御注意願います。
法人については、会社（団体）名及び代表者職名が表示されている印を押印してください。
個人事業主の場合は、代表者の認印を押印してください。

［使用印鑑例］

例１　会社名と代表者職名の表示が一体

例２　角印（社印）と代理人の認印

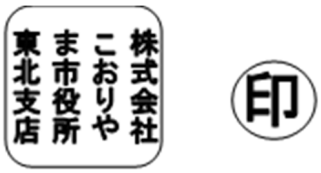

6　営業年数、従業員数

法　　人：履歴事項全部証明書の「会社成立の年月日」に記載されている年月及び申請日までの営業年数、申請日現在の従業員数を記入してください。
個人事業主：創業年月及び申請日までの営業年数、申請日現在の従業員数を記入してください。

7　書類作成者及び連絡先

代表者以外の方が申請書類を作成した場合、書類作成者の氏名及び連絡先を記入してください。
※　申請書類の内容について問合せをさせていただく場合があります。

8　登録を希望する修繕の業種と希望順位（第１号様式裏面）

「主な例示」を参考に、登録を希望する修繕の業種を最大５業種まで選択し、「希望順位」欄に受注希望の順位（１から最大５まで）を記入してください。
１から17までの業種に分類されない施設修繕を希望する場合は、「18　その他」の「主な例示」欄に、希望する施設修繕の内容を具体的に記入したうえで受注希望順位を記入してください。
また、法令上許可・免許・登録等を要する場合は、許可証等の写しを添付してください。

9　登録を希望する修繕の実績（受注状況）

登録を希望する修繕の業種に係る受注実績を必ず記入してください。

なお、記入する受注実績は、申請日直近のもの（なるべく申請日より１年以内のもの）としてください。相手方は官公庁・民間のどちらを記入しても構いません。

また、可能な限り元請として受注した実績を記入してください。下請の実績のみの場合はその実績を記入してください。

Ⅲ　小規模修繕契約に関する事項

1　発注方法

市が小規模修繕を発注するときは、担当課から書面、ＦＡＸ又は電話等で見積を依頼しますので、依頼内容に沿って見積書を提出してください。

その後、契約を締結し、修繕を開始することとなります。

2　契約方法

受注者となった場合は、担当課の指示に従い原則として書面により契約します。

3　契約の履行

修繕契約は、郡山市契約規則やその他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行してください。

なお、請け負った修繕契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）や市が認めた場合以外の下請けはできませんので、**登録申請を行う業種は自ら履行できる業種**としてください。

4　代金の支払

代金は、履行完了後に市が行う検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に、原則として口座振替の方法により支払います。

5　不正行為等の禁止

受注した修繕契約に関し、独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関し不正又は不誠実な行為等が認められた場合には、契約解除又は登録の取消しを行う場合があります。

【問合せ先】
郡山市役所財務部契約検査課　契約管理係
〒963-8601　郡山市朝日一丁目23番７号
電話：924-2601　ＦＡＸ：924-4300
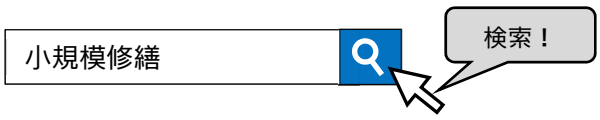
〈郡山市ウェブサイト〉